

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第115号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第二百二十三条まで（現行のとおり） （石綿含有建築物解体等工事に係る届出等）</p> <p>第二百二十四条 石綿含有材料(規則で定めるものに限る。以下同じ。)を使用する建築物その他の施設で、規則で定める面積以上の石綿含有材料を使用する壁面、天井その他の部分を有するもの又は規則で定める面積以上の延べ面積等を有するものの解体又は改修の工事(以下「石綿含有建築物解体等工事」という。)の発注者(工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者をいう。)又は石綿含有建築物解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者は、当該石綿含有建築物解体等工事の開始の日前十四日までに規則で定めるところにより、当該石綿含有建築物解体等工事に係る石綿の飛散防止方法の詳細及び飛散の状況の監視その他の計画(以下「飛散防止方法等計画」という。)を知事に届け出なければならない。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第二百二十五条から第百六十五条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第十三まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第二百二十三条まで（略） （石綿含有建築物解体等工事に係る届出等）</p> <p>第二百二十四条 石綿含有材料(規則で定めるものに限る。以下同じ。)を使用する建築物その他の施設で、規則で定める面積以上の石綿含有材料を使用する壁面、天井その他の部分を有するもの又は規則で定める面積以上の延べ面積等を有するものの解体又は改修の工事(以下「石綿含有建築物解体等工事」という。)を施工する者は、当該石綿含有建築物解体等工事の開始の日前十四日までに規則で定めるところにより、当該石綿含有建築物解体等工事に係る石綿の飛散防止方法の詳細及び飛散の状況の監視その他の計画(以下「飛散防止方法等計画」という。)を知事に届け出なければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第二百二十五条から第百六十五条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第十三まで（略）</p>